

参考資料2 貿易に関する用語集

従価税：物品の価格に基づいて課税される税。通常パーセントで表す。例えば CIF 価格の 20% など。

船荷証券：船会社（本船）と荷主との間で交わされる海上運送契約の証拠となる書類。荷主名、本船名、貨物の詳細、船積港および仕向港を含む。

二次配送：スリランカのある地点からその他の地点まで船便または航空便で貨物を運ぶこと。

原産地証明書：輸入される貨物の原産地を示す書類。通常、輸出国または物品が生産された国の職権を有する者、または政府が指定するその他の代理人が発行する。ある国で生産された物品が特恵待遇を受けていることを証明するために使われる。

コンテナヤード内にある混載貨物専用倉庫（上屋）：または「保税倉庫」と呼ばれ、(a) コンテナ貨物の荷卸しや荷積みの際に、物品を税関の管理の下に保管または通関手続きをするための場所、(b) 貨物を積んだコンテナの保管場所、または(c) 空のコンテナの置き場所で、税関の長官が指定する場所を指す。

コスト、保険、貨物運賃込み値段（CIF）：売主は物品を指定された仕向港まで運ぶために必要な費用と運賃を支払い、同時に、輸送中に損害を被る買主のリスクに対し、海上保険をかける。売主は保険契約をし、保険料を支払う。これらの費用は後で買主に転嫁される（FOB 参照）。

税関ボンド（関税支払保証書）：関税支払保証書は、スリランカへの物品の輸入を規制するすべての法律や規制に、輸入者が誠意を持って従うことを保証する。関税支払保証書は、すべての関税、罰金、その他税関が査定するすべての料金を適切に支払い、すべての貿易関係手続きに従うことを保証することを目的とする。

関税：入国時に物品に課される税（輸入税）。

通関申告：税関が保管する輸入品の引き渡しを受けるため、担当税関吏に提出を要求される書類。

税関：税関業務を行う場所。

課税価格：従価税の課税を目的とした物品の価格。

仕向地検査：通関地における規制当局による輸入品の検査。検査は品質、数量、価格、関税、適用される税額を判断するために行われる。また、仕向地で物品を受け取り、それが購入契約書に記載された仕様に合致しているかを評価するための、物品の買主またはその代理人による検査を指すこともある。

関税免除：輸入時または購入時に特定された、通関以前の物品には、関税は課されない。

外国：スリランカ以外の地点または場所に向けた、あるいはそこから出航する遠洋貿易。

本船渡し (FOB) : 売主は物品が指定船積港で本船の舷側欄干を超えるまで、その物品の引渡し義務を遂行する。従って、その地点の後で生じる物品の損害に対するすべての費用とリスクは買主が負担する。

自由港 : 通関なしに入港できる港。通常は再輸出品。

輸入申告書 (IDF) : この書式は通関代行業者が作成し、すべての輸入に要求される。インボイス、パッキングリスト、原産地証明書、売主と輸入者の氏名、住所、関連事項などの付属書類に記載された情報の概要を含む。

信用状 (L/C) : 輸出者と輸入者の間の貿易の円滑化を目的に設計された、国際貿易特有の書類。買主の要請で、銀行が売主に対して発行する。L/C に記載された条件が満たされた場合、売主に対する支払いを保証する。

マニフェスト : 航空機や船舶の運送会社によって船積みされた貨物の詳細を記したリストで、各品目の数量、識別記号、荷送人および荷受人が記載される。

船長 : 本船における責任と指揮権を有する人。

税関職員 : 現在、税関業務を行っている人。

所有者 : 一名であれば所有者、二名以上であれば全所有者。

価格 - 輸入品に関して、それが合法的に輸入されたか否か、または当該物品の価格が Schedule E に従って決められたかを判断する。

付加価値税 (VAT) : 原材料の段階から最終消費段階まで、生産または流通の連鎖の離散点において、価格が増額されたと査定された物品の消費に課される間接税。加工業者や荷主に課される税額は、購入あるいは再販売した物品の価格に上積みした額に対して課税される。

倉庫 : 陸揚げされた物品または船積みする物品の安全のために、税関が保管する場所。

ゼロ税率 : 輸入された製品の価格に課せられる関税率が 0% の場合、関税は課されない。